

平成21年第2回（6月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（6月1日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程について	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	6
議会代表者会議の報告	6
会期の決定	7
議長辞職許可について	8
議長退任のあいさつ	8
議長の選挙	9
議長就任のあいさつ	9
日程の追加	10
副議長の選挙	10
副議長就任のあいさつ	10
議会運営委員の選任	11
議会運営委員会正副委員長互選結果報告	11
諸報告	12
一般質問	14
3番 菅野博子議員	14
7番 湯澤清訓議員	27
管理者提出議案の上程及び説明	29

議案第 3 号の説明、採決	3 0
議案第 4 号の説明、質疑、採決	3 1
議案第 5 号の説明、質疑、採決	3 3
管理者あいさつ	3 5
閉 会	3 5

埼玉中部環境保全組合告示第3号

平成21年第2回（6月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年5月25日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 日 時 平成21年6月1日（月）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

1 議案第3号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	福 田	悟	議 員	2 番	長 嶋	貞 造	議 員
3 番	菅 野	博 子	議 員	5 番	中 野	昭	議 員
6 番	岡 田	恒 雄	議 員	7 番	湯 澤	清 訓	議 員
8 番	現 王 園	孝 昭	議 員	9 番	福 島	忠 夫	議 員
1 0 番	大 澤	芳 秋	議 員	1 1 番	神 田	隆	議 員
1 2 番	荻 野	勇	議 員	1 3 番	小 柳	幸 一 郎	議 員
1 4 番	内 野	正 美	議 員				

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成21年第2回（6月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成21年6月1日（月曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会代表者会議の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 議長の選挙
- 第6 副議長の選挙
- 第7 議会運営委員の選任
- 第8 諸報告
- 第9 一般質問
- 第10 管理者提出議案の上程及び説明
- 第11 議案第3号の説明、採決
- 第12 議案第4号の説明、質疑、採決
- 第13 議案第5号の説明、質疑、採決
- 第14 管理者あいさつ

閉 会

○出席議員（13名）

1番	福田	悟	議員	2番	長嶋	貞造	議員
3番	菅野	博子	議員	5番	中野	昭	議員
6番	岡田	恒雄	議員	7番	湯澤	清訓	議員
8番	現王園	孝昭	議員	9番	福島	忠夫	議員
10番	大澤	芳秋	議員	11番	神田	隆	議員
12番	荻野	勇	議員	13番	小柳	幸一郎	議員
14番	内野	正美	議員				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
会計管理者	新井豊美君
事務局長	原勇君
庶務課長	新井久夫君
施設課長	水村清君

○職務のため出席した事務局職員

書記	成井治久
----	------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○大澤芳秋議長 おはようございます。

ただいまから平成21年第2回(6月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。
出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○大澤芳秋議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程について

○大澤芳秋議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承ください
いますようお願いいたします。

◎議席の指定

○大澤芳秋議長 日程第1、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議会会議規則第3条第1項の規定により議席を指定したいと思いますが、その方法につきましては、前例に従い、現在着席の順と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席につきましては、ただいま着席いただいております席を本議席と指定いたします。
その議席番号及び氏名を原事務局長に報告いたさせます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議長の命に従いまして、ただいま決定されました議席番号及びお名前を申し上げます。

1番、鴻巣市選出、福田悟議員。2番、鴻巣市選出、長嶋貞造議員。3番、鴻巣市選出、菅野博子議員。5番、鴻巣市選出、中野昭議員。6番、鴻巣市選出、岡田恒雄議員。7番、北本市選出、湯澤清訓議員。8番、北本市選出、現王園孝昭議員。9番、北本市選出、福島忠夫議員。10番、北本市選出、大澤芳秋議員。11番、吉見町選出、神田隆議員。12番、吉見町選出、荻野勇議員。13番、吉見町選出、小柳幸一郎議員。14番、吉見町選出、内野正美議員でございます。

なお、議員名簿につきましては、議会閉会后、配付させていただきます。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 ただいま報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

それでは、新たに当組合議員として選出されました5名の議員さんに、議席の順に従いまして、自席より自己紹介をお願いいたします。

3番、菅野議員。

○3番 菅野博子議員 菅野博子でございます。鴻巣の免許センター近くの生出塚団地に住んでおります。よろしくをお願いいたします。

○大澤芳秋議長 次に、5番、中野議員、お願いいたします。

○5番 中野 昭議員 5番、中野昭です。鴻巣市選出であります。もともと旧吹上町の議員出身であります。よろしくどうぞお願いいたします。

○大澤芳秋議長 次に、8番、現王園議員、お願いいたします。

○8番 現王園孝昭議員 北本の現王園です。よろしくをお願いいたします。

○大澤芳秋議長 次に、11番、神田議員、お願いいたします。

○11番 神田 隆議員 皆さん、おはようございます。吉見町議会から選出をされました神田と申します。うちは大串なのですけれども、ひとつよろしくお願ひします。

○大澤芳秋議長 次に、12番、荻野議員、よろしくをお願いいたします。

○12番 荻野 勇議員 吉見町議会選出の荻野勇でございます。自宅は吉見町の役場のすぐ近くでございます。初めてでございますので、よろしくをお願いいたします。

○大澤芳秋議長 ありがとうございます。

以上で自己紹介を終わります。

なお、去る4月26日に吉見町長選挙が行われ、めでたく当選されました新井町長さんには、引き続き当組合の管理者としてご尽力を賜ります。

◎会議録署名議員の指名

○大澤芳秋議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、8番、現王園孝昭議員、9番、福島忠夫議員、11番、神田隆議員を指名いたします。

◎議会代表者会議の報告

○大澤芳秋議長 日程第3、議会代表者会議の報告を行います。

去る5月25日に議会代表者会議が開催されておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

報告につきましては、地方自治法第292条に基づき構成市町議会の委員会条例の規定を準用し、議会代表者会議に出席された議員で、年長議員の荻野議員が座長を務められましたので、その報告をお願いいたします。

荻野議員。

○12番 荻野 勇議員 皆さん、改めまして、おはようございます。議長の発言許可をいただきましたので、日程第3、議会代表者会議の報告を申し上げます。

去る5月25日午前9時00分から、当センターにおきまして議会代表者会議を開催し、本日の議会日程について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次ご説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、議長選挙。

日程第6、議会運営委員の選任。

日程第7、諸報告。管理者諸報告。

日程第8、一般質問。質問通告者は2名であります。なお、質疑応答を含め1時間以内とし、再質問は2回までと申し合わせておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。また、一般質問通告において、当組合に無関係な質問が含まれているのではないかと指摘がございましたことも報告させていただきます。

日程第9、管理者提出議案の上程及び説明。提出議案につきましては、日程第10、議案第3号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてであります。

また、このたびの人事院勧告に伴う議員の6月期末手当0.2月の引き下げについて、25日の代表者会議では見送りとさせていただきましたが、本日議会開会前に議会代表者会議を再度開催し、専決処分の承認を求めることについてを追加議案とすることについて協議した結果、特別職の専決処分とあわせて2議案を日程に追加することを決定いただきました。日程第11、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて、日程第12、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、以上であります。

なお、議会終了後、議員及び正副管理者の個々の写真及び全員の集合写真を撮ることといたしましたので、ご協力をお願い申し上げます。

また、本日は昼食の用意はしないと決定させていただきましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

以上、議会代表者会議の報告といたします。よろしくをお願いいたします。

○大澤芳秋議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○大澤芳秋議長 日程第4、会期の決定につきましては、荻野議員の申し出のとおり、6月1日、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時10分

〔議長、副議長と交代〕

○内野正美副議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議長辞職許可について

○内野正美副議長 過日、議長、大澤芳秋君から辞職願が提出されておりますので、議長にかわりまして、副議長の私、内野が議長を代行いたします。ご協力お願いいたします。

では、辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

○原 勇事務局長

辞 職 願

私儀、このたび一身上の都合により、平成21年6月1日付をもって埼玉中部環境保全組合議会議長を辞職したいので、許可くださるようお願いいたします。

平成21年5月25日

埼玉中部環境保全組合議会議長 大澤 芳 秋

埼玉中部環境保全組合議会副議長 内野 正 美 様

以上でございます。

○内野正美副議長 辞職願の朗読が終わりました。

議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美副議長 ご異議なしと認めます。

よって、大澤芳秋君の辞職を許可することに決定いたしました。

◎議長退任のあいさつ

○内野正美副議長 大澤芳秋君に退任のあいさつをお願いいたします。

○10番 大澤芳秋議員 議長退任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、北本市議会から当組合議会の議会議員として初めて派遣されまして、幸運にも議長職に就任することができました。何事も初めての中での2年間でしたが、内野副議長さん初め、議員の皆様方のご指導、ご協力によりまして、大過なく議長の任務、職責を果たすことができました。その

結果として、当環境センターのごみ業務推進に少しでも貢献できたとすれば、これほど喜ばしいこととはありません。改めて皆様に感謝申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○内野正美副議長 ありがとうございました。

◎議長の選挙

○内野正美副議長 日程第5、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法で行うことに決定いたしました。

どなたかご指名ございますか。

小柳議員。

○13番 小柳幸一郎議員 私は、吉見町選出の小柳でございます。私は、長年知識持っている、いろいろな関係で中部環境に長年ご尽力をいたしております私ども吉見町議会選出の内野正美議員を議会議長として推薦をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○内野正美副議長 ただいま小柳議員から、私、内野を議長に推薦するとのご発言がございました。

私、内野を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美副議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いただきました私、内野が議長に当選となりました。

なお、当選人が議長代行の立場でございますが、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任のあいさつ

○内野正美議長 ここで、議長就任のあいさつをさせていただきます。

改めまして、おはようございます。先輩方が大勢いる中で、まことに恐縮でございます。ご指名ですので、一言、議長就任に当たり、御礼のあいさつを述べさせていただきます。

ただいま議員各位のご推挙をいただきまして、埼玉中部環境保全組合の議長という大役を拝命いたし、まことに身に余る光栄でございます。スムーズな議会運営ができますよう、皆様方のご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。議長就任に当たりましての御礼のあいさつとさせていただきます。

中部環境がますますの発展するためにも、これからもどうぞひとつご協力をよろしくお願いいた

します。(拍手)

〔副議長、議長と交代〕

◎日程の追加

○内野正美議長 ただいま私、内野が議長に就任したため、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、日程に副議長の選挙を追加し、日程第6以降を順次繰り下げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第6以降を順次繰り下げ、日程第6に副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○内野正美議長 お諮りいたします。

選挙の方法は、議長選挙の方法と同様に指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

どなたかご指名ございますか。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 中野昭議員にお願いしたいというふうに思います。

○内野正美議長 ただいま岡田議員より、中野昭君を副議長に推薦するとのことのご発言がございましたが、中野昭君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、中野昭君が副議長に当選となりました。

中野議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任のあいさつ

○内野正美議長 ここで、副議長に当選されました中野議員に就任のごあいさつをお願いいたします。

中野議員。

○中野 昭副議長 おはようございます。ただいま議員各位の絶大なるご支援をいただき、中部環境

保全組合の副議長という大変重責を担うことになりました。改めて身を引き締めたところでございます。私はもとより浅学非才の身であり、微力ではございますが、内野議長を補佐し、議会運営の円滑にスムーズに進むよう努力をしてみたいと思っております。さらに、管理者、副管理者並びに執行部の皆様、そして議員の皆様のこれからのさらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。(拍手)

◎議会運営委員の選任

○内野正美議長 日程第7、議会運営委員の選任につきましては、埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第3条の規定により、構成市町から選出されておりますので、ご報告を申し上げます。

鴻巣市から長嶋貞造君、岡田恒雄君、北本市から現王園孝昭君、福島忠夫君、吉見町から荻野勇君、小柳幸一郎君であります。

議会運営委員会の正副委員長は、委員会条例第4条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

ここで、正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時30分

○内野正美議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○内野正美議長 休憩中、正副委員長の選挙が行われ、議長に報告がなされておりますので、本会議でご承認いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

それでは、互選の結果を事務局長に報告させます。

事務局長。

○原 勇事務局長 報告させていただきます。

休憩中、議会運営委員会を開催し、ご協議をいただきました。その結果、互選により、議会運営委員長に小柳幸一郎議員、議会運営副委員長に岡田恒雄議員が選出されましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○内野正美議長 ただいま報告されました議会運営委員長に小柳幸一郎議員、議会運営副委員長に岡

田恒雄議員を、議会運営委員会の正副委員長と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、小柳幸一郎議員が議会運営委員長、岡田恒雄議員が議会運営副委員長に決定しました。

◎諸報告

○内野正美議長 日程第8、諸報告を行います。

管理者から2月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日、平成21年第2回組合定例議会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、ご審議をいただきますことに、心から厚く御礼を申し上げます。

議長さんのお許しをいただきましたので、本年2月議会定例会以降の諸報告を申し上げたいと存じますが、その前に一言ごあいさつを申し上げます。

私ごとでございますが、このたび、先ほど議長さんからご紹介いただきましたように、4月の吉見町長選挙におきまして、町民の皆様から温かいご支援とご厚情を賜りまして、おかげさまで再選をいただきました。埼玉中部環境保全組合におきましては、原口市長さん、石津市長さんからご推挙いただきまして、引き続き管理者の職を仰せつかり、組合運営を担当することになりました。今後とも、当組合発展のために誠心誠意努力してまいりますので、皆様のより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、先ほどご紹介ございましたけれども、新たに鴻巣市から菅野議員さん、中野議員さん、北本市から現王園議員さん、吉見町から神田議員さん、荻野議員さんをお迎えいたしました。各議員さんの今後のご活躍をご期待申し上げまして、歓迎の言葉とさせていただきます。

また、先ほどは内野議長さんを初めといたしまして、議会運営の役職がすべてご決定されまして、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

なお、大澤前議長さんには、2年にわたり議会運営にご尽力を賜り、ご指導、ご協力をいただきましたことに、まことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。

それでは、当組合議会議員として初めて選出されました議員さんもいらっしゃいますので、当組合の概要について申し上げます。

当組合は、昭和52年2月に、鴻巣市、北本市、吉見町の2市1町により、地域住民の清潔で快適な生活環境を確保し、健康で高度な文化生活を営む上で必要なごみ処理施設の設置、管理及び運営を目的として設立されました。

当センターのごみ焼却施設建設に当たりましては、地元の猛反対がありましたが、昭和56年に着

工し、昭和59年3月に完成いたしました。

しかし、昭和57年には、工事禁止仮処分を求める訴訟が、建設反対の住民から提訴され、法廷での争いが続きましたが、裁判所からの和解勧告により、昭和61年2月25日、和解が成立しております。

平成7年3月には、当時の川里村が当組合に加入をいたしております。

また、平成10・11年度にダイオキシン類の対策工事を実施いたしております。

灰の処分につきましては、平成14年度の下期から、すべての灰を太平洋セメント熊谷工場へ処理委託し、セメントの原料としてリサイクルされており、現在、埋め立て処分はいたしておりません。

以上、当組合の経緯の概要について述べさせていただきました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年2月定例会以降の事務の執行状況及び運転状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、平成21年度がスタートしておりますが、事務の執行状況につきましては、順調に執行しておるところでございます。

次に、運転状況について申し上げます。

平成20年度、管内から搬入されましたごみの量は、可燃ごみが3万8,405.54トン、粗大ごみが1,193.09トン、合計3万9,598.63トンであります。昨年度と比較いたしますと可燃ごみ863.88トンの減、粗大ごみ39.87トンの減、合計903.75トン、2.23%の減でありました。

なお、ほかに、小川地区衛生組合から受託ごみ705.47トンの可燃ごみを処理しております。

当組合管内から発生したごみ処理量は、平成13年度から8年連続減少いたしており、これは、各構成市町において、ごみの減量化に向けた啓発活動等を進めてきた結果と考えられ、大変喜ばしく、今後も構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

施設の運転管理、維持管理業務につきましても、順調であります。

今後も施設機能を維持していくために、保守点検整備等を実施し、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

次に、第2期大間処分場につきましては、雨水による自然浄化に頼っておりましたが、廃止の条件を満たすのは非常に厳しい状況であるため、昨年7月からフロートバイオシステムを導入いたしております。問題となっておりますBODの数値は、昨年8月から本年4月まで9カ月連続で廃止基準の60ppmを下回る数値で推移しております。今後も、埼玉県を担当部局と連携を図り、またご指導いただきながら早期廃止に向けて努力してまいります。

次に、平成19年度、20年度の2カ年にわたりまして施設整備検討委員会を設置し、今後の施設整備に向けてご協議、ご検討をいただいておりますが、去る2月3日、岡田委員長から入念な調査研究に基づく提言書のご提出をいただき、2月議会終了後、議員の皆様にご配付させていただきます。

本日、新たに選出されました議員の皆様にも用意をさせていただいておりますので、ご覧いただきたく存じます。

結びに、今後も、より健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○内野正美議長 管理者からの諸報告を終わります。

◎一般質問

○内野正美議長 日程第9、一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

1番目の通告者、菅野博子議員、質問を許可します。

菅野博子議員。

○3番 菅野博子議員 おはようございます。菅野博子でございます。通告順に一般質問を行います。

1、県の補助基準1日300トン処理の基準のもと、当組合の事業展開の方向性を問う。(1)、枠組み。19年1月現在、吹上を除いて18万6,070人です。30万人規模を目指すなら、桶川の参入の方向性も視野に入るのか。昨年6月6日に岩崎市長より申し入れがされ、8月25日に「桶川で処理できないものを中部では困難と伝えた」と報告されています。また、「吹上地域の彩北搬入分も責任感を持って対処する」とありますが、30万人規模に見合う枠組みをどう考えているのか。提言書でも、「広域化が必要」とされています。それに沿った方向で進めていく考えなのか、お伺いします。

(2)、費用。28ページ、提言書では、ストーカ炉セメント原料化方式で、0.6乗則の計算で、構成市町で1年間の償還率に伴う負担額は、合計114億円の工事の場合、起債が73億5,300万円、150トンの場合で鴻巣が2億3,045万、北本1億8,327万、吉見4,172万、計4億5,544万。300トンの場合は、償還6億9,226万円の場合、鴻巣が1億7,653万、北本1億4,039万、吉見3,233万、その他のいわゆる第4の町が3億4,302万、合計6億9,226万と計上されています。負担が多くなれば、各自治体の規模が大きくなれば、自治体の負担が少ないという数値がここにあらわれているわけですが、またガス化溶融方式への転換もあるのか。このほかに用地や環境アセスも踏まえて、全体で諸費用が幾らになるのか、お聞きします。

(3)、収集業務のコスト。交通安全、CO₂などの環境への影響。大きくなれば、建設費の低減とエネルギーの効率的な利用を図れるとされていますけれども、収集業務のコストはどう変わるのか。焼却場への運搬車の数の増による交通の問題や運搬費用、またCO₂の増加の懸念など、どのやり方で克服されるとお考えなのか、(3)、(4)についてお聞きします。

2、廃プラを可燃ごみとすることへの市民感情をどうとらえるのか。(1)、「分ければ資源」に逆行する。提言書では、廃プラを可燃ごみとして熱回収の手段とするとしています。これによって、

150トンが廃プラ分がふえて160トンに、176トンの場合、188トンになるとしています。廃プラの範囲と、どのような形で焼却ということを考えているのか、お聞きします。

(2)、現状の分別で温度管理ができる方向。例えば「あと一しぼり」の効果などについてお聞きします。あと一搾りで水分を少なくすることや、これから草も大変出されるわけですがけれども、堆肥化も進めて、現状の分別で温度管理ができる方向性をお聞きします。搬入者の実績を見ますと、事業所のごみが約28%占めているわけですがけれども、事業所に協力いただけることはないのでしょうか、お聞きします。

(3)、「よこはまG30」運動を当組合で実現できるか。(1)、ごみの30%削減。ここに鈴木武氏の「1日1センチの改革～ゴミゼロへの挑戦」の本があります。これは昨年12月6日、鴻巣の環境衛生連合会がフレアこうのすに招いて行った講演で、ナショナルのごみを99%資源化した話とともに、横浜のごみを6年間で30%削減し、栄工場、港南工場を平成18年1月に休止し、全面建てかえ費用1,100億円を不要とし、さらに年間30億円にも及ぶ2工場の運営経費も不要としました。平成13年度比、平成16年度は36万トン、18%のCO₂を削減。さらに、平成17年度のごみ削減目標、平成13年度比27.7%を達成することにより、平成13年度比で63万トンのCO₂を削減したとしています。これは杉の木4,500万本が1年間に吸収するCO₂の量に相当し、横浜地域440キロ平米の森林面積に匹敵するものだそうです。2006年にはG30運動の目標を5年も前倒しで34%削減が実現したということです。全国から問い合わせや視察が殺到しまして、横浜市ではごみ削減に関する外部との問い合わせはあえて有料にしたということもNHKのニュースでもなされて、影響も出たわけですがけれども、こうしたごみをなくす運動が中部環境組合また構成市一帯と取り組んで発信できるかどうか、お聞きします。

4、フロートバイオシステム。(1)、今後の廃棄物処理事業への影響。平成10年6月の法改正で基準が厳しくなり、大間第2期処理処分場の廃止ができず、地権者に返せないということで、フロートバイオシステム工法を中部環境が初めて導入したということです。今後の廃棄物処理事業へのどのような影響があるのか、お伺いをします。

5、負担金、補助金、交付金についてお伺いします。これは地元対策費ですがけれども、(1)、5,000万円の道路整備費の内訳についてお伺いをします。当センター建設までのいきさつが配布されました。吉見町の皆様のご理解に心よりお礼を申し上げます。2月議会で、「軽率な考えをされても困るということで配った」とある議員が述べています。さらに、地元対策費は21年度で終わるということでしたが、まだ要望があるので、引き続き実施をと求めています。管理者から、「平成12年から平成21年度を目標年度としてきたが、引き続き地元対策事業を継続する」と答弁もされています。5,000万円の道路整備等の内訳をお聞きします。

(2)、これまで幾ら措置され、今後の方向性を問う。建設以来、地元対策費として全体で幾ら措置され、今後どのような基準で継続するのか、方向性を伺います。

6、パッカー車への市民の試乗。(1)、公募も含め、環境衛生委員など積極的に乗っていただき、現場を見てもらう。

(2)、労働者の安全を守るための市民の協力。例えば焼き鳥のくしなどは折って出す。

ごみ問題は、「ごみを制する者、天下を制する」というほど本当に大切な問題であり、すべての市民が関与する問題です。地方自治体、そしてさらに中部環境からのごみをなくすという方向性、これを発信していけたらと思い、一般質問しました。

以上が私の一般質問の骨子です。答弁いかんによりましては、自席より再質問を行いますので、よろしく願いいたします。

○内野正美議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を願います。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、菅野議員さんのご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問につきましては、循環型社会形成推進交付金制度では、補助対象の処理能力は1日当たり100トン以上とされており、また第2次埼玉県ごみ処理広域化計画では、効率的な熱回収、収集運搬の効率化や経費軽減が期待でき、環境への負荷も軽減できることから、埼玉県が推奨している処理能力は1日当たり300トン以上でございます。

その趣旨を十分踏まえ、より効率的、経済的な施設規模として、発電設備の設置や他の余熱利用などを考慮すると300トン以上が望ましい施設規模と考え、各市町の地理的条件やごみ処理の実情を考慮し、同様の課題を抱えている近隣の市町等との広域化が必須と考えており、施設整備検討委員会から同様の提言を受けております。

ご質問の枠組み、費用、収集業務のコスト、交通安全及びCO₂などの環境への影響につきましては、新たな検討委員会を立ち上げ、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

2点目の廃プラのご質問につきましては、当組合では、可燃ごみと粗大ごみの処理を行っており、現在廃プラの処理につきましては、構成市町の所管でありますので、当センターへは搬入されておられません。

今後、廃プラの処理につきましては、リサイクルできるものは資源として回収し、リサイクルできないものは熱回収にしていくものと考えております。

また、現状の分別で温度管理ができる方向につきましては、当センターに搬入されている可燃ごみは、現状の分別で良好な運転管理ができております。

なお、可燃ごみの水分につきましては、多いときで69.9%ありましたがけれども、組合広報紙で生ごみを出す前の水切りをお願いしてありまして、現在平均で54%になっております。

3点目の「よこはまG30」につきましては、菅野議員さんにご案内でございましょうけれども、平成22年度のごみ量を平成13年度に対し35%削減するという目標を掲げた取り組みでございまして、

それまで横浜市は一切分別がされていない状態でありました。平成16年度の家庭ごみの量は1人1日当たり約660グラム、当組合では約420グラムでございます。この比較からも横浜市では、資源ごみまでも可燃ごみとして焼却をしており、この状況を打破するために、平成17年度からプラマークがついたプラスチックを資源回収するなど、10分別15品目の分別を開始し、平成13年度と比べると、家庭ごみ約30%の減量に成功したと伺っております。

当組合の構成市町では、ごみ減量へ取り組んでおりましたが、当組合では、平成17年12月発行のセンターだよりで、より一層のごみ減量を推進するため、ごみ減量のスローガンを一般公募し、応募の中から「ごみ減量一人ひとりの自覚から」、これをスローガンとして採用し、平成19年度から指定袋に掲載して住民意識の高揚に努めております。平成12年度の4万4,304.84トン、これをピークに、平成13年度から8年連続減少しておりますので、住民の分別意識はかなり進んでいるものと受けとめております。

今後におきましても、ごみの減量は重要課題でございますので、構成市町にさらなる推進をお願いしてまいりたいと考えております。

4点目のフロートバイオシステム、今後の廃棄物処理事業への影響につきましては、諸報告でも申し上げましたが、当組合では、平成10年3月まで焼却灰の埋め立て処分をしておりましたところ、平成10年6月に最終処分場の廃止基準が改正されたことにより、大間処分場の第2期分が廃止できない状況でございます。

平成19年度まで、雨水による自然浄化に頼っておりましたが、廃止基準を満たすのは非常に厳しい状況でありますため、昨年7月からフロートバイオシステムを設置し、問題となっておりますBODの数値は昨年8月から本年4月まで9カ月連続で廃止基準の60ppmを下回る数値で順調に推移しています。今後も、埼玉県を担当部局と連携を図り、またご指導をいただきながら早期廃止に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

なお、平成10年の最終処分場の廃止に伴う法改正以降、全国でも廃止した事例がございませんので、当組合の大間第2期最終処分場が廃止できれば、日本の廃棄物処理事業に大きな貢献ができるものと考えております。

5点目の道路整備等の内訳についてでございますが、埼玉中部環境センター建設の経緯は、鴻巣市と北本市が共同でごみ処理施設を建設する方針を決定され、昭和47年に鴻巣市内の原馬室赤台地区を候補地として計画しましたが反対され、撤回されました。次に笠原大曲地区を候補地といたしましたが、またも反対され、進展を見ることなく、当時吉見町がし尿の8割を北本地区衛生組合で処理していただいていたので、昭和49年に2市から吉見町に対し、し尿処理の交換条件として吉見町内に建設地の要請がされ、受け入れすることとなりました。

吉見町は昭和51年、ごみ焼却場建設促進協議会を結成し、荒子地区が候補地となりましたが、反対されまして、この後、江和井地区も候補地となりましたが、やはり反対され、最終的な候補地が

現在の焼却場がございます飯島新田地区となり、地元の住民からやはり猛反対がありましたけれども、関係者の寝食を忘れた血のにじむような努力の結果、当施設が建設されたものでございます。また、平成10年、11年に実施いたしましたダイオキシン類対策工事の折も、猛反対があり、法廷で争われました。このような経緯からも明らかなとおり、地元の理解なくして運営することはできませんので、正副管理者で協議し、議会のご理解を賜り、平成12年度から負担金として地元対策事業を吉見町にお願いしてまいったと理解しております。

平成20年度の実績といたしましては、町道8路線の道路改良等の工事費として3,480万円、3件の物件補償の補償費として250万円、実施設計の委託費として1,270万円、合計5,000万円でございます。

次に、これまで幾ら措置され、今後の方向性を問うとのことでございますが、吉見町が実施した地元対策事業費は年間5,000万円、平成12年度から平成20年度の9年間、合計4億5,000万円でございます。

今後の方向性につきましては、平成21年度で終了としておりましたが、本年2月議会におきまして「地元対策事業費は減額してでも、地元へ感謝の意を示し、平成21年度で終わらせるのではなく、今後もまだ地元要望があるようなので、引き続き実施していくべき」とのご指摘をいただきました。副管理者並びに議員皆様のご理解をいただき、引き続き地元対策事業を実施してまいり、地元要望をかなえたいと考えております。

6点目のパッカー車への市民の試乗及び労働者の安全を守るための市民の協力につきましては、構成市町の所管でございますので、お話のありましたことを構成市町へお伝えしてまいります。

○内野正美議長 1回目の答弁が終わりました。

菅野博子議員。

○3番 菅野博子議員 25年目を迎えるわけですが、実際に新たな検討委員会で決めるということですが、今の状態の中部環境の炉がどれぐらいもつのか、タイムリミットというのがあるのではないかなと思うのですが、です、建設するまでに10年かかるというのをよく聞くわけですが、そこら辺をお聞きしたいのです。どういうことが事業のいろんな事情が変わる要件になるのか。炉がこうなったところだとか、1号がどう、2号がどうか、何か事情がありましたら、そこらをお聞きしたいわけです。

それから、費用の問題、大変費用がかかるというのは提言書でも出されているわけですが、大変重要なことですが、要するに川里が入るときも7,000万から加入金というのを払っているということは、各3つの自治体の負担で成り立っているわけで、例えば30万人にするのにどこかが入るとか何かとなった場合に、いわゆる清算金というのが出るのではないかなと思うのですね、各種負担の。この清算金が要件とどう変わるのか、もし額が出るなら、こういう場合はこういう清算金が変わるのだとか、もしわかればお聞きしたいと思います。

それから、2番の廃プラのことですけれども、要するに黄色い袋で今出している部分を、燃やして150トンの場合、その分が10トンふえるのだよということなのですからけれども、この文章を読むと、リサイクルできるものは資源として回して、リサイクルできないものを燃やすといえますけれども、黄色い袋の100%がリサイクルに回っていないのは知っています。多分、回っていても五、六十%だと思うのですけれども、その中の一部を分けるというのは大変なことですね。そうすると、黄色いごみが全部燃やすごみになってしまうのではないかなと思うのです。今の黄色いごみを燃やせるごみと燃やせないごみに分けるというのは大変なことですので。そうすると、今まで一生懸命分けてきた市民感情というのがあるのですね。例えば今度川里が合併して、これはこっちに来ていませんけれども、瓶、缶の場合なども、鴻巣の議会で繰り返し出るのでね。瓶は色の瓶と色つきでない瓶に分けてきたのだけれども。鴻巣の場合も、プラスチックでいうなら、白いトレイは今まで別に分けていたのですね、線の入っていないトレイ。それを中部環境に持って行って、いすだのボールペンの何かにやっていたのですけれども、それも黄色いごみに全部入れるようになった。しばらく市民が、いっぱい分けていたのは何かねという声が出るのですけれども。結局は洗ったり乾かしたりしないで、どうせ燃やすのならと一緒に出てきてしまうと思うのですが、そういう状況になるのが、ごみを減らすのと逆行しないか、「分ければ資源」に逆行しないかなと思うのですが、そこら辺はどう考えているのでしょうか。そこだけをお聞きしたいと思います。

それから、ごみの減量につきまして、17年12月のセンターだよりを発行したことが大変市民の意識の高揚に効果があったということが出されています。これは本当にいいことだと思います。私も、市報と一緒に配られて、ああ、中部環境、いいことするなと思って読ませていただきました。その後、県央消防が出されて、北本衛生はまだ出せない状況が続いているわけですから、要するに行政からのニュースは読まないよなんていう人もいますけれども、でも読む人もいるわけですから、いわゆる隠れたベストセラーとも言われているわけですね。

6番目の質問は、構成市がやることだから構成市へお伝えしますということで大変つれない返事が来ましたが、ニュースを活用するというのは大変税の有効な使い道になると思うのですね。私は、鴻巣の議会だよりの編集委員をしているのですが、いわゆる町村議員の研修などにも行きまして、どうしたら読んでいただけるかと、そういう学習をして紙面をずっと変えてきました。中部環境も、センターだよりが本当に有効なわけですから、その一部に、議会だよりが出されていけませんので、議会だよりを添付していただく、別々に出すほどの予算はないわけで、添付していただくとかして、議員からも編集委員を出して、いわゆるもっともっと中部環境について理解をしていただいて、ごみが生活の主役だということを喚起できるような、そういう方向になって、ごみの削減に市民的な協力が得られるようにならないか、ニュースの作り方についてお伺いをします。

地方自治体で言えといえますけれども、ごみに関することは、なかなか地方自治体でも、一部事務組合で言えばということで、中心的な議論になかなかならないのですね、ごみに限らず、一部事

務組合のことにつきましては。ですから、ストレートで、そうしたニュースでお訴えいただくのも大きな力になるのではないかと思いますので、お聞きします。

4番、フロートバイオシステムですけれども、これは伊田テクノスが大変安い値段で引き受けて、試験的なやり方ということもあってやってくださったということですが、どのような状況になったら廃止ができるのか。日本で初めてということで、多くの方は、廃棄物を埋め立てるのに土地を提供しても、いつ返してくれるのかと、本当に返してもらったところで新たに耕作ができるのかと、そういうのは大変ごみ処理事業の中で重要なことだと思いますので、60ppmでもまだ見ているという状況は、どういう状況になったら返しているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、地元対策費ですけれども、なぜ負担金、補助金、交付金と言ったかという、こういうふうには中部環境からお金が出されているわけですね、「地元対策費」とは別に書いてないわけで、確かに大変な事態の中でこうした事業を受けていただいているわけですが、56年から60年の5年間で吉見町に10億円、そしてダイオキシン対策で、21年度も含めれば、合計15億円という額が出ているわけですけれども、感謝の意が、これが金額であらわされているのか。それから、道路改良として出されているわけですけれども、吉見町の場合は多分一般会計に入れているとは一応は思うのですけれども、どれぐらいあって、まだどの程度の改良が必要なのか。それから、実施計画とありますけれども、それは何にかかわる実施計画なのか。例えば5億円の根拠だとしたら、地元地域の水路が流れる、例えばですよ、水路が流れるのにかかる費用だとか、ダイオキシンでいうと、ダイオキシンにかかわる地元に対する影響がなくなるときまでどうかと見通しがあると思うのですが、こうしたことについてもう少しわかるようにお聞きをしたいと思います。

以上が再質問です。

○内野正美議長 2回目の質問が終わりましたので、執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 菅野議員さんにお断り申します。細部につきましては、私のほうからの答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○3番 菅野博子議員 はい。

○原 勇事務局長 ありがとうございます。

1点目の、炉がどのくらいもつのかという観点のご質問と受けとめました。これの経緯を見ますと、平成10年、11年度にダイオキシンの、先ほど管理者からもご報告がありましたけれども、対策工事をするときに、債権者から猛反対を受けました。記憶にあるのに、平成10年12月25日に臨時正副管理者会議を開いて、このダイオキシン対策はどうしても中部環境でやらなければならないということで債権者と協議していたところ、債権者から10年を目途に撤収しなさいという要望を出されました。しかしながら、当時の管理者は、決してその10年という言葉は返事をしませんでした。私は2市1町の代表であるから、あなた方が幾ら要望してもこの組合ではできないということで進

めておったのですが、工事仮差しどめの裁判を受けまして、そのときに、ダイオキシンは全国の課題でございました。そのころ、所沢市さんで、ハウレンソウに影響するというニュースステーションで報道された経緯の中で、中部環境とすれば、埼玉県で先駆的にやりたいのだ、地域住民のためにやりたいのだと、正副管理者のご意向がございました。しかしながら、2カ年の事業で談合疑惑等があり、結局1年の突貫工事でやりました。しかしながら、債権者は、12年の9月に訴えを取り下げました。そういう中で、炉はどのくらいもつのかということも懸念がありました。菅野議員さんの、新しい設備つくるには10年を要したという、10年前に計算しておりますが、私ども、この10年というのは本当に吉見町さんが苦勞された10年であって、建設地の確保ができれば7年という計算を持っています。環境アセスメント等いろいろございますけれども、まだその方法が決まっておりませんので、炉が幾らもつかと、現在では可能な限り使用してまいりたいと思います。新しい施設の検討委員会がどのような方向を打ち出すかわかりませんが、そのような方向が見出せてから新しい施設に向けて進んでまいらなければならないと思います。

それから、2点目の費用の問題でございます。3つの自治体の加入金、清算金でございます。先ほど菅野議員も触れましたけれども、川里さんが平成7年3月に加入するときに7,900万、これにつきましては、私どもの加入金として、当時の費用、起債、そういうものを全部計算して出したのが7,900万円として、加入金というような形でお願いしたわけでございます。

それから、廃プラの問題でございます。先ほどの菅野議員さんが申し上げましたように、鴻巣市では7種15分別、北本市では8種12分別、吉見町では7種12分別、先ほど管理者もご報告申し上げましたけれども、その中で、廃プラにつきましては、リサイクルできるものは回収すると、できないものは別回収、焼却というふうに管理者からご答弁があったと記憶しております。その中で、現在プラスチックにつきましても全国的な構想はございます。3つあります。1つは、プラスチックを粉々にして、砕いて、溶かして、もう一度プラスチック製品にするという方法が一つございます。もう一つは、元来プラスチックは炭素と水素でできていますから、これを熱、圧力を加えて、もとの石油、基礎的の化学原料に戻して再利用する方法があります。先ほど以来、菅野議員さんが申し上げているとおり、廃プラスチックもプラスチックとしての利用できないものについては焼却して、熱エネルギーを回収して発電、冷暖房、温水等の熱源にするという方法がございます。

そして、5月30日の朝日新聞に、所沢市が6月1日から廃プラを燃やすと、市民感情論がございまして。先ほど申し上げましたように、所沢市はダイオキシンの最たる根源地でございましてから、それを、先ほど菅野議員さんも言いましたけれども、そういうふうにとると市民感情論が出てきます。でも、桶川市は最終処分場の延命化、東京23区でも延命化に努めて、廃プラスチックを焼却するというのが平成19年の10月に発表されております。そのような観点から、燃やせるものは燃やす、そのような自治体がふえてきております。ただ、私ども中部環境とすれば、先ほど管理者も申し上げましたが、可燃ごみと粗大ごみを扱っている施設でございまして、現在のところ搬入されてお

ません。ただ、新しい施設の検討については、提言書にもありますように、発電できて、エネルギーを回収して、売電できるような施設を検討していただきたいというような提言を盛り込んでありますので、今後の課題と思います。

それから、ニュースの作り方についてのご質問でございます。私ども広報紙を作成しております。先ほど菅野さんから、おほめのお言葉をいただきました。私どもの広報紙の中でニュースを発信しておりますが、一つ私どもで声を大にして言いたいのは、中部環境の玄関のところにツバメの巣ができました、こういう和やかな記事を載せて、地域住民に中部環境は安全ということで、るるニュースについては検討しておるといふか、今ご案内のとおり、構成市町から記事をいただきます。ことし今月、例えば6月号と12月号を発行していますけれども、6月号は、鴻巣さんに表題を出してもらいました。8万世帯の、せつかく広報を出して、鴻巣市さんが行っている事業、吉見町さんが行っている事業ということで、るる創意工夫してまいりまして、その記事が好評な意見もいただいております。よって、ニュースの作り方については、先ほど菅野さんも議会ではそういう広報紙を作成しているというふうなお話もございましたけれども、私どもとすれば、構成市町と連携をとりながらニュースを掲載していきたいと考えております。

それから、5点目の、どのような状況になったら最終処分場が廃止できるのかということで、先ほども管理者から報告がありましたけれども、私ども最終処分場については、重要課題でございました。しかしながら、ある企業体がBOD、要するに一番の県の基準であるBODを下げる方法があるということで、これは国の補助事業のモデル事業としてPRしてまいりました。しかしながら、中部環境も当時、これにすぐ取り組むのではなくて、中部環境の大間処分場で実証試験、ただでやってもらいました。企業体が持つということで、お金をかけておりません。それで実際に、管理者が申しあげました程度の60ppm下がっているということで、正副管理者で協議し、議会のご理解をいただいて、昨年から取り組みました。ぜひ菅野議員さんにも現地へ行って、私ども説明申し上げますので、私どもと一緒に同行、今回鴻巣の議員さんに、そのほかの議員さんは議会終了後、大間処分場に全員来ていただきました。菅野議員さんも、私どもも説明をいたしますので、ご同行願いたいと考えております。

それから、地元対策の56年から10年、ましてこの12年から4億5,000万円という大きな金額がかかっているようなところでございますが、この案件につきましては建設当時、基金として10億、その大きなものは隣の東部緑地公園でございます。荒川荘もその中に入っております。そういう地域住民の要望というか、これを交渉するには相当の住民理解がなければできないという観点から、建設が用地が確定したら、56年から地域住民のご理解をいただくために、組合としても取り組んでまいりました。しかしながら、先ほど答弁にもありましたけれども、ダイオキシンやるときに猛反対をした。それは平成17年、鴻巣市さんで、菅野議員さんもお案内でしょうけれども、鳥インフルエンザが発生いたしました。そのときに私どもはすぐ債権者にご理解を求めましたが、なかなかいい

返事がそのときは出ませんでした。しかしながら、平成17年8月19日、県から新井管理者にお願いがありました。21日から燃やしたいと。正副管理者協議のもと、燃やす方向でということなのですが、地域住民を集めて説明会をいたしました。このときに、岡田議員さんが議長でありました。管理者と岡田議員さんはここに詰めて、私どもに指示しました。どのような方向性であるか。地域住民、ここに300世帯があると。300世帯の全部のうちに行くように区長さんをお願いしなさいと。中部環境の主張としては、燃やす方向だと。債権者をお願いいたしましたところ、債権者から要望が入ってきました。これは避けて通れないことだから私のほうは反対しないよというふうに債権者から言われました。地域住民の説明会を開いたら、全世帯からは集まりません。しかしながら、当組合の熱意を出席した住民の方にご説明いたしましたところ、大変な苦情がありました。しかしながら、搬入方法については十分な慎重を期していただきたいというような要望はございました。

先ほど管理者も申し上げましたが、答弁振り返るわけでないのですが、このような運営をするには地元の理解なくしては運営していけないというのが中部環境の根底にございます。地域の方々のご理解をいただくためには、まだ未整備なところも工事していく必要があるのではないかと、吉見町さんをお願いして、吉見町の要望のある観点で、私どもがどこをやってくださいというのは吉見町さんに言っていません。地元からの要望を十分理解していただいて、私どもの負担金を活用して、住民から理解をいただけるような工事をやっていただきたいという要請はしております。

それから、これからどのくらいの要望があるのかということで、私も、今回の2月議会の議員さんからのご提言がございましたので、吉見町の関係部署にお伺いいたしましたところ、まだ要望は地域住民からはあるよと、それも全部詳細を出していただきたいということでお願いいたしましたけれども、まだ相当小さいものから大きなものまで要望は尽きないような結果でございます。ですから、管理者が最後にまとめさせていただきましたけれども、要望はかなえたいというような答弁だったかと思えます。

以上、菅野議員さんから再質問された答弁に対して漏れがあったら、再度お願いしたいと思えます。

以上でございます。

○内野正美議長 2回目の答弁が終わりました。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 最初の処理場の問題ですけれども、可能な限り使っていきたいという答弁をいただきました。例えば桶川などは30トンですから、何かといえどどこかに頼めると思うのですけれども、中部環境の場合、両方が多いですから、故障したから、だめだからといって、あっちこっち頼める状況なのではないでしょうか。少ない量の場合は幾つか分けて、燃やすところがあるわけですから頼めると思うのですが、そこはどう考えればいいのか。1、2、3の炉で故障などなくてやっていけるのか。4号というのはないのですよね。炉は3つまでですよね。あの3つの炉で一遍に悪くな

ることではないから、そんなことはないのか。悪くなっても1個ぐらいだから、何かといえどこかへ頼めるのか。ちょっとそこら辺を、可能な限りという範囲というのを聞きしたいと思います。

それから、2つ目のプラスチックですけれども、ここで今やっていないからですけれども、結局、そうすると全部燃やすようになると思うのですね。今、プラスチックって大変な思いして出しているのです。洗って、干して、それで黄色い袋に入れているのですから、水道代と下水道代使っているのですよね。もし燃やすのなら、何も洗って乾かさなくて、そのまま生ごみに一緒に入れてしまえばいいので、黄色い袋は無くしてしまえばいいわけで、それでも黄色い袋の中に、例えば納豆のかすがついていたり、本来入れてはいけないものが入っていたりして、資源化するの五、六十%だと言われているのですね。その40%だけを取り出すというのは、これは大変なことですから、多分一緒くたに全部燃やす、今の上尾みたいに何もかも一緒に入れてビツと出すと、そういうふうになるのかということをお聞きしたいのですけれども。まだやっていないからわからないと言えばそれまでですけれども。提言書もそんな詳しく書いてはいませんので、お聞きします。

それから、横浜を含めたごみの減量で、いわゆる広報の問題ですけれども、私が言ったのは、議会だよりも一部入れていただいたりして、議員の中からの例えば編集委員会に参加させていただくとか、鴻巣もこんなの報酬も何もありませんけれども、自分の勉強だと思って私なども出させていただいておりますが、そうすると、皆さんが楽しくて、ごみの問題ですから、ちょっと切なくて、そういう広報紙にありになるのかなど。なぜかという、漫画が好きで、漫画を読むと、大抵漫画というのはごみのことが必ず出て来ますよね。お父さんが出勤するとき、背広を着て出しに行くとか。私は、背広を着てごみを出す人が、お父さんがごみ出すのって一番すばらしいと思うのですね。家庭じゅうで大げんかしているようなうちはお父さんがごみ出すと思いませんし、家庭が平和だということを、それがかいま見れるような気がして、「定年になったとたん、ごみ出し、女房に言われて、おらあ恥ずかしいから早く出すんだ」と言っていますけれども、「でも、ごみ出すのって一番すてきな姿であると思います」と言っているわけですから、そこら辺、いわゆる議会側のこうした考えもニュースの中に入るのか、お聞きします。

それから、道路整備の問題、5,000万円の問題ですけれども、大きいから小さいから要望はあるのですけれども、それはありますよね、一般会計に入るのですから。どこにしたかと、金に色がついているわけではないですから。これまで農業集落排水なども使われていると思うのです。ですから、2月の議会報告では、額を減らしてでも、これは管理者からお答えいただきたいのです、事務局長ではなくて、管理者からお答えいただきたいのですが、そこら辺の見込みですね。確かに本当にありがたいことですから、5,000万円と大きな額ですよ。10億の予算の5%ですからね。大変大きな額でもありますので、お聞きしたいと思います。

以上が再質問です。

○内野正美議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 それでは、他の組合に頼めるかと。私ども可能な限りというのは、なぜそう申し上げたかといいますと、先ほども申し上げましたように、ダイオキシンが10年の目標を立てられました。そのときに、可能な限り使用していきたいのだというのがその当時の回答でございました。しかしながら、新しい体制になって、新しい規模の検討を中部環境も始めております。これを、先ほども管理者が申し上げましたように、提言書が出されました。その提言書の趣旨を十分踏まえて次の検討を始めていくのだということで、指示は受けております。しかしながら、何かあったときに他の組合に頼めるのかというご質問の中で、中部環境は平成10年、11年のダイオキシン対策工事、これをやるときに他団体に、炉をとめますので、私ども今現在80トンが3炉ございます。3炉を全部運転しているわけではございません。2炉運転ですから、160トンが毎日稼働しております。それを順次交換しながら運営してきたので順調に推移してきたのかなと。例えば、ここで出す問題ではございませんが、小川地区衛生さんから毎年のようにごみ処理委託を受けております。今年度も5月から受けております。その大きな原因は修繕だと。今まで修繕をやっこないで、ここに大きなしわ寄せが来たと。しかしながら、当組合は、修繕費につきましても議会のご理解をいただきながら、少しでも悪くなったときには修繕を許可してもらい、それが延命化につながっているのかなというふうに私ども分析しております。ですから、他の組合に頼めるのかというのは、埼玉県組合のこのごみ処理協定がございます。それに基づいて私ども小川地区さんの分を受けているところでございます。そういう何かあったときにはどこかの組織に頼めるという態勢を埼玉県が打ち出しております。私どもそのうち会議がございますので、要望が私どもの収容能力以上になればできませんけれども、受容範囲内であれば搬入を許可しております。5月から今現在、小川地区さんのほうから搬入されております。そのような他の組合をどうこうではないのですけれども、私どもは他の組合に頼めるのかという場合は、協定書があるから頼めますよという答弁にかえさせていただきたいと思っております。

それから、廃プラを処理できないのかという再質問でございます。この件については、やはり私どもの廃プラスチックは、原則は産業廃棄物です。ただ、廃プラスチックというと、プラスチックということ見方があります。私ども今全国で言っているのは、廃プラスチックで再利用できないものを焼却して、最終処分場の延命化をやっいこうよという自治体がふえてきたと。所沢市さんもそうです。私が記事を読んだら、1年で廃プラが7,200トン、金額にして約3億かかっているというような記事がございました。よって、そのような対応策から、先ほども申し上げましたように、市民感情論を重視したい。県とすれば、公表して、それをあくまでも、最悪の事態が発生したらすぐ中止にするという、実証試験でございます。こういうところも出てきたこととお話ししたいと思

います。

それから、議会だよりの発行も出していただきたいようなご質問でございます。これは私どもも、広報は建設当時からすぐ出たわけではありません。議会の方々の強い要望もありまして、職員が人材が少ない中、いろいろな公募もしてきたのですが、やはり議員さんの熱意で管理者がご理解をいただいて何とか広報紙を発行したいという事務局の指示をいただいて、今現在発行しているところでございますので、議会だよりの発行も盛り込んだという記事を、私ども決算議会、予算議会のたびに議会の賛同は得ているのですが、菅野議員さんのご希望に沿うような記事が載ってなかったのを大変反省材料として、議員関係からぜひこれを広報紙に載せろというふうに私どもに指示をいただければ、それを管理者からお言葉いただいて載せていきたいというふうに考えております。

以上、事務局で答弁できる関係につきましては答弁させていただきました。

以上でございます。

○内野正美議長 管理者。

○新井保美管理者 負担金につきましては、地元の環境整備の負担金として、中部環境が地元の環境を整備していこうということでもって負担をしているものでございます。

この負担金につきましては、中部環境と吉見町で協議をして、それで今までの事業を進めていただきました。

菅野議員さんもお案内だと思いますけれども、中部環境のございます東の第二地域というのは、東側に荒川の土手がございまして、それから西側に旧の土手がございまして、この土手にすべて囲まれた地域でございます。ここには、河川からの水の流入は一切ございません。したがって、ここで使用している水は、吉見町の浄水場の水と、それから農業用水用の井戸からくみ上げた水を使っております。その水はすべて、この中部環境の東側に排水路があるのですけれども、そこに全部流入をしまいであります。その一番の流末に、あそこは市野川へ排水をする排水機場がございまして、ふだんはそのゲートから、ゲートをあけてありまして、そこから排水をしております。この水域を見ますと、生き物は、微生物はいるのですけれども、我々がふだん自然の中で目にするカエルでありますとか、メダカでありますとか、アメリカザリガニでありますとか、こういった生き物は一切おりません。一切生息できないということです。これはやはり生活排水の問題でございまして、ヘドロが非常に深くたまっているというふうな状況でございます。地域では農業が主たる産業になっておりますけれども、この地域の方々がこういう水域でもってつくった作物を食べていいのだろうかというふうな非常に深い懸念がございまして、したがって、東第二地域の方々は、生活排水をどう処理していけばいいのか。現在のところは単独処理槽、単独処理槽の場合には洗濯水だとか、あるいは台所で使った水はそのまま排出されてしまいます。それから合併処理浄化槽、その合併処理浄化槽をきちんと管理をしてくだされれば、いい、きれいな排水が出るのですけれども、なかなかそれを管理するのは難しいようでございます。したがって、この地域に農業集落排水事業を整

備していくというのは、この地域の悲願でございます。そういうふうな状況を受けまして、今後吉見町と協議をしていくことになってくると思います。具体的な事業は今年度から始まる予定ということに、吉見町ではそういうふうになっておりますから、具体的にこれからというふうにご検討しております。

○内野正美議長 以上で菅野議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩を行います。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

2番目の通告者、湯澤清訓議員の質問を許可いたします。

湯澤清訓議員。

○7番 湯澤清訓議員 それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、当組合議会議員の改選期でもあります。私は前回に引き続き当組合の議員としてお世話になることとなりました。そして、この間、吉見町では町長選挙が行われました。ここに当組合の管理者として再び新井保美町長にお会いできることを心よりお喜び申し上げます。

今回の質問は、桶川市のその後の動向についてお尋ねするものです。継続して議員となられていらっしゃる方には、これまでも何度も質問されてきた事項であり、またかと言われる質問かもしれません。通告を受けた執行部の方々のご意見も同様かもしれません。しかし、今回は改選時期であり、何名かの議員の方々は初めてこの中部環境議会に出席なさるわけで、この中部環境にとって構成市町の改編、そしてこの間、この問題と切り離すことのできない施設建設の課題について、この改選のとき、みんなで認識を一つにしておくことも必要であろうとのことで、あえて質問させていただく次第であります。

加えて、手のうちを少々明かしますと、逆にこれまで当中部環境の議員であり、今回は外れてしまいました我が同志であり、これまで積極的にこの事項について質問をしてきた鴻巣市の竹田議員のたつての要望でもありまして、通告をさせていただいたという事情もございます。

こういったことを踏まえ、単に私、湯澤に対するだけではなくて、新議員の方々と、そして竹田議員に向けて、また実際は桶川市の方々や旧吹上町の方々にとっても大きくかわりのある事項であるはずで、これらの方々の存在を踏まえてのご答弁をお願いいたします。

さて、これまでの議会におけるご答弁によりますと、桶川市のごみ処理施設は、地元との協定により、利用期限が平成26年3月までとなっており、どうやらこの場所での継続は難しいらしく、ほかの場所での新設か、他の市町村の施設への新加入が必要となっているわけです。そして、まさに

近隣、すぐお隣の市であるわけですから、当然新加入先にはこの中部環境も有力候補に挙がるわけです。まして、当初は上尾市や伊奈町と協議をしていましたが、昨年5月、建設先の矛先がみずからに及ぶや否や、そのごみ処理検討会を脱会してしまったとのことで、いよいよ当中部環境への思いは高まっているはずではないでしょうか。もっとも桶川市側の働きかけはそれほど積極的ではなく、昨年6月に市長から申し入れが1度あっただけで、さきの議会まではそれ以上の動きはないとのことでした。この間、吉見町でもそうでしたが、桶川市でも市長選が行われたわけで、こういったことも踏まえて、その後何か変化はなかったのか、お伺いいたします。

ところで、創立10周年記念式典資料の埼玉中部環境センター建設経緯、これを施設整備検討委員会の提言書とともにご拝読いたしました。順調な操業に至るまでの10年余りの決して短くない歳月と幾多の障害を、まさに関係者の方々の日夜を分かたず、寝食を、寝ること、食うことを忘れた血のにじむ努力、これをひしひしと感じました。地元の方々、そして関係諸氏に対しまして、改めて私、一北本市民としても、深く感謝の意を表したいと思えます。まさに生々しく書かれたこれらの記述をかながみれば、軽々に物件や新規参入を語るわけにはいかないことは十分承知をいたしております。しかし、一方で、環境問題の重要性とともに、施設整備の提言書も語るとおり、当施設の老朽化等の事情を考えれば、まさに環境問題においてリーダーシップを握るべき当組合において、しっかりととらえられなければならない課題でもあります。

そこで、最優先すべき地元吉見町への配慮を初めとして、桶川市の参画については、旧吹上町の関係では、彩北広域清掃組合とも関係してくるものと考えております。

以上を踏まえて、桶川市のその後の動向について伺います。

○内野正美議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、湯澤議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

桶川市に関しましては、昨年6月6日に岩崎市長さんが吉見町役場においでになりまして、お話を伺いました。その際、新施設整備に際しまして、桶川市が参画をしたいという申し出がございましたけれども、桶川市で処理することが困難なごみを当組合で処理することに理解を得るのは困難でしょう、そういうことをお伝えをしまして、その経緯を副管理者と議会に桶川市の意向をお伝えしてまいりましたけれども、その後の進展はございません。

地元への配慮につきましては、先般、当組合の創立10周年記念式典資料の中から抜粋をしまして埼玉中部環境センター建設経緯をお配りさせていただきましたが、湯澤議員さんのお話のとおり、建設に対しましては地元住民から強い反対があり、関係者の寝食を忘れた血のにじむような努力の結果、当施設が建設されたわけでございます。地元の理解なくして運営することはできませんので、地元住民の意向は今後も十分配慮していかなくてはならない、このように考えております。

彩北清掃組合の関係でございますが、吹上地域のごみ処理問題は重要課題と受けとめなければならないというふうに考えておりました、責任を持って対処していかなければならない、このように考えております。

○内野正美議長 1回目の答弁が終わりました。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 ご答弁ありがとうございました。

一時期、事情というか、事故がありまして、これ以上、具体的なことをここでお伺いしても、それ以上のものはなかなかお話しただけなのかなと思いますので、ご答弁いただいて、要望を述べて私の質問を終わりたいと思います。

確かにもちろん難しい問題であるし、慎重で、一方ですごく重要、その点、今回施設整備検討委員会、こちらのほうから提言書もしっかりと出されたわけです。これまでは、この提言を待ってみたいなどころもあったわけですがけれども、これ等なされましたし、やっとここである意味、具体的な施設再建等に向けてスタートになったのだと思います。ある意味で、一般論を超えて、やっと具体的になる。ぜひとも、こういう経緯等を拝見しても、この地域独特の生々しいさまざまな事実、歴史があるわけで、そういった生きた形での個別的な検討を具体的に進めていただきたいと思えます。

一方で、事はやはり環境の問題ですから、もちろん財政、お金の問題、そしてまた合理性、こういったことも必要なのですけれども、やはり環境、人間、地球、命の問題でもあるわけで、そういった重大なものであるという認識は改めて持っていただきたいと思えます。例えば施設の規模において、300トンとかいった数字が単にひとり歩きしてしまう。そこにさまざまな諸表をもって、足し算、引き算をして当てはめていくような、そんなことではなくて、ぜひともこの地域住民の方々の思いとともに、果ては地球環境への責務も念頭に置いて、そして実際は、やっぱりどのような構成団体によって運営されるのか、ここが出发点だと思うのです。それによって話は進むわけで、その点において、ぜひとも当中部環境、ここが確固としてリーダーシップを持つべきこと、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○内野正美議長 湯澤議員さん、要望でよろしいわけですね。

○7番 湯澤清訓議員 はい。

○内野正美議長 以上で湯澤議員の質問を終了いたします。

以上で通告のありました一般質問を終了いたします。

議長からお願いを申し上げます。議員各位に、質問は明瞭簡潔にお願いいたします。執行部のほうは簡潔な答弁をお願いいたします。これからもよろしくお願いいたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○内野正美議長 日程第10、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 議長の命により、提出議案のご説明を申し上げます。

本定例議会に提出いたしました案件は、3件でございます。

議案第3号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について申し上げます。埼玉中部環境保全組合監査委員の選任をいたしたいとするもので、地方自治法第196条の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。監査委員には、北本市から選出をいただいております大澤芳秋議員を選任にいたしたいとするものでございます。

次に、議案第4号、議案第5号につきましては、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めたいとするものでございます。このたびの人事院勧告に伴い、「埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」及び「埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分させていただきます。具体的な内容につきましては、本年6月の期末手当を0.2月凍結とし、1.95月とするものでございます。

以上、提出議案の概要を申し上げますが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○内野正美議長 以上で提出議案について管理者からの説明が終わりました。

◎議案第3号の説明、採決

○内野正美議長 日程第11、議案第3号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、大澤議員の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、大澤議員の退場を求めます。

[10番 大澤芳秋議員退場]

○内野正美議長 管理者より議案第3号の細部説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 議案第3号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

鴻巣市選出の岡田恒雄議員さんに2年間、監査委員としてお骨折りをいただきましたが、このたび辞職されましたので、当組合監査委員の選任をいたしたく、地方自治法第196条の規定に基づきまして議会の同意を求めたいとするものでございます。

監査委員に、北本市から選出をいただいております大澤芳秋議員さんを選任いたしたいとしますのでございます。大澤芳秋議員さんの経歴の概要を申し上げますと、平成3年5月に北本の議会議員に就任なされ、現在5期目でございます。北本市議会の議会議長を初め、総務常任委員長を歴任され、平成19年5月に当組合の議会議員に就任され、組合議長として組合事業の発展にご尽力をいただいております。

以上、大澤芳秋議員さんの経歴の概要を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○内野正美議長 説明が終わりました。

本案につきましては、人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

大澤芳秋議員、入場をお願いいたします。

〔10番 大澤芳秋議員入場〕

○内野正美議長 ここで、監査委員に選任されました大澤議員よりごあいさつをお願いいたします。

○10番 大澤芳秋議員 ただいま私の監査委員選任同意につきまして皆様のご賛同をいただき、まことにありがとうございました。

議会選出の監査委員として、白津代表監査委員さんのご指導をいただきながら研さんを積んでまいりたいと思っております。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、監査委員就任のあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○内野正美議長 ありがとうございます。

◎議案第4号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第12、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行っていきたくと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法179条第1項の規定により、5月29日、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めたいとするものであります。

平成21年5月1日、人事院の勧告に伴う議会議員の6月期末手当の改正であります。この案件につきましては、鴻巣市で5月29日に議決されましたので、当組合の議員につきまして、0.2月引き下げることで、専決処分にはなじまないが、専決処分もやむを得ないとして議会代表者会議でご理解を賜り、議員各位のご理解をいただいて専決処分をさせていただいております。

2枚めくっていただき、議案第4号資料、新旧対照表をお願いいたします。左側が現行で、右側が改正案であります。附則の「この条例は、公布の日から施行する。」を第1項とし、次の1項を加える。第2項、平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の195」とする。

公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 この0.2カ月分カットすることの額は幾らなのか。それと、このカットした分はどこに、どのように予算措置されるのか。これは管理者にお聞きします。

それともう一点、議員と役職者は出ていますが、職員の分というのは見送ったのでしょうか。そこをお聞きします。

○内野正美議長 管理者。

○新井保美管理者 それでは、お答えを申し上げます。

議員さんの差額……差額でよろしいでしょうか。

○3番 菅野博子議員 はい。

○新井保美管理者 差額につきましては、0.2月分で7万1,040円でございます。それから、特別職につきましては、この後またお願いいたしますけれども、あらかじめ申し上げますが、1万5,840円。それから、職員につきましても同様をお願いをいたしまして、これは鴻巣市に準じて行うということでございますので、この議会での議案の提出はございませんけれども、職員5人含めまして53万1,492円でございます。ちょっと説明がうまくなくて誤解を生むかもしれません。議員さんの場合は、13人の議員さんすべてで7万1,040円ということでございます。それから、特別職は3人で1

万5,840円。職員は5人で53万1,492円。これがこの後どういうふうになるかということでございませぬけれども、これは補正をさせていただいて、その補正の中でまたお願いをしていくということになります。

○内野正美議長 菅野議員。

○3番 菅野博子議員 私は、議員と特別職は別に反対しないのですが、職員が53万1,492円と、1人10万以上ですよ。多分、鴻巣に準拠するということは、今まで管理職手当の地域手当がカットされていると思うのですが、その上にさらに10万もカットされて、職員のせいではないと思うのです。アメリカ発のサブプライムローンから始まって景気が悪くなったと、新自由主義で、小さな政府論を言ってきて、だからといって、民間が減ったから、わずか340社の調査で、職員を減らすというね。鴻巣議会で私は職員に関しては反対しました。議員に関しても賛成はしませんでした。なぜ職員は議題にもしないでカットされるのでしょうか。

○内野正美議長 事務局長。

○原 勇事務局長 菅野議員さんに申し上げます。

当組合の一般職の給与条例につきましては、中の文言で「鴻巣市を準用する」と明記しておりますので、単独で私どもは議案提案は今までもしておりませんので、鴻巣市さんが29日に可決ということでございますので、そのとおりに私どもは準用するということでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○内野正美議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

◎議案第5号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第13、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行い

たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、5月29日、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めたいとするものであります。

この案件につきましても、正副管理者会議で0.2月引き下げることで専決処分やむを得ないとして専決処分をさせていただいております。

2枚めくっていただき、議案第5号資料、新旧対照表をお願いいたします。左側が現行で、右側が改正案であります。附則の「この条例は、公布の日から施行する。」を第1項とし、次の1項を加える。第2項、平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の195」とする。

公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 ありがとうございます。

よって、議案第5号は原案のとおり承認いたしました。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

○13番 小柳幸一郎議員 まことに恐縮でございますが、今、「挙手全員」とか、挙手のものが抜けておるとは思いますが、改めて挙手のほうの再確認をお願いしたいと存じます。以上。

○内野正美議長 採決の中で、賛成の方の挙手を求めるということの中で、「挙手全員」と私が言い

ませんでしたので、それを加えたいと思いますので。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○内野正美議長 では、挙手全員でございますので、それを加えてください。

〔「了解」と言う人あり〕

◎管理者あいさつ

○内野正美議長 以上で本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重なご審議をいただき、原案のとおり可決、ご承認をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、昭和59年4月供用開始以来、本年で26年目を迎えておりますが、関係各位の温かいご指導、ご協力によりまして、順調に運転を続けており、心から感謝を申し上げます。

当組合の懸案事項であります第2期大間処分場の廃止につきましては、今後も早期廃止に向けて、維持管理経費の削減に向けて努力してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、今後の施設整備につきましては、施設整備検討委員会の提言を尊重しつつ、さらなる協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

結びに、議員皆様方の今後のご健勝、ご活躍を祈念させていただきます。閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○内野正美議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○内野正美議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成21年第2回（6月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

（午前11時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年6月1日

前議長 大澤芳秋

議長 内野正美
前副議長

署名議員 現王園孝昭

署名議員 福島忠夫

署名議員 神田隆